

商標権侵害等民事争議案件の審理における馳名商標認定および保護の法律の応用に関する若干問題の解釈規定（意見募集稿）

2008年11月11日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標権侵害等民事争議案件の審理における馳名商標認定および保護の法律の応用に関する若干問題の解釈規定（意見募集稿）

2008年11月11日

編集者より

最高人民法院民三庭は、2007年の初めより、馳名商標の司法認定および保護の司法解釈規定の起草を開始し、同期間中多様な方法で数回にわたり法院システム内部の意見を求め、数回の改定を経て、『商標権侵害等民事争議案件の審理における馳名商標認定および保護の法律の応用に関する若干問題の解釈規定（意見募集稿）』（以下『意見募集稿』と略称）を作成した。

最高人民法院は、2008年11月11日より、当該『意見募集稿』を社会に向けて公開し意見を求めるものとし、2008年12月12日を締め切りとする。『意見募集稿』の全文はすでに中国法院ウェブサイト上で発表されている。意見はEメールにて spc_ipr@sina.com まで、もしくは書面にて、郵便番号100745 北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院 民三庭宛に送ること。なお、『意見募集稿』全文は以下のとおりである。

商標権侵害等民事争議案件の審理において法に則した馳名商標の認定および保護を行うため、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国反不正当竞争法』および『中華人民共和国民事訴訟法』等の関連法律規定に基づき、審判の実践と結びつけ、本解釈規定を制定する。

第一条 本解釈規定において、馳名商標とは中国国内において関連する公衆に広く知られた商標を指すものとする。

第二条 以下の民事争議案件において、当事者が馳名商標の認定をもって、商標権侵害あるいは不当競争行為の事実根拠とする場合、人民法院は案件の具体的な状況に基づき、関連する商標が馳名か否かについて認定を行うものとする。

- (1) 原告が、商標法第十三条の規定に被告が違反するとして提起する、商標権侵害民事争議案件。
- (2) 原告が、被告の登録、使用するドメイン名と、その馳名商標が同様あるいは近似するとして提起する、商標権侵害あるいは不当競争民事争議案件。
- (3) 原告が、被告の使用する企業名称がその馳名商標と同様あるいは近似する文字を用いているとして提起する、商標権侵害あるいは不当競争民事争議案件。
- (4) 原告が被告の使用する商標がその登録商標専用権を侵害するとして訴訟を起こし、それに対し被告が権利侵害を受けたと訴えられた商標が先願未登録馳名商標であるとして提起する、権利不侵害の抗弁あるいは反訴の民事争議案件。
- (5) 法律、行政法規の規定あるいは案件の具体的状況に基づき、商標馳名認定の必要があるその他民事争議案件。

第三条 以下の民事争議案件において、人民法院は関連する商標が馳名であるかどうかについて認定しないものとする。

- (1) 商標権侵害あるいは不当競争行為として提訴される根拠が、商標が馳名であるという事実ではない場合の民事争議案件。
- (2) 商標権侵害あるいは不当競争行為として提訴されても、その他の法律要件に合致しないために成立しない民事争議案件。

第四条 人民法院は馳名商標を認定する際、商標法第十四条に規定の要素を総合的に考慮しなければならない。但し、案件の具体的状況に基づき、当該規定のすべての要素を考慮しなくても馳名商標であると認定できる場合を除く。

人民法院は馳名商標を認定する際、それが中国国内の主要地域で馳名である事実を根拠としなければならない。但し、案件の具体的状況に基づき、必要の場合それが中国国外で馳名である事実を適宜考慮することができる。

第五条 当事者が馳名商標をもって、商標権侵害あるいは不当競争行為として訴えられる事実根拠とする場合、当該行為の発生時その商標がすでに馳名であった事実について証拠を提示する責任があるものとする。

当事者は以下の証拠を提示して商標が馳名であることを証明することがで

きる。

- (1) 当該商標を使用する商品の販売量、販売収入、市場占有率、販売地区、利益に対する税等の事実。
- (2) 当該商標が継続して使用されている期間の事実。
- (3) 当該商標に関わる宣伝あるいはプロモーション活動の方法、継続期間、程度、資金投入および地域範囲の事実。
- (4) 当該商標が市場で名声を得ている事実。
- (5) 権利侵害を受けかつ保護を受けた状況、市場調査報告、評価専門機構が提示した当該商標の市場価値を客観的に反映する報告、業種協会が提示した当該商標に関する関連資料等、当該商標が馳名であるその他の事実。

前項で述べる商標使用の期間、範囲、方法等の事実は、その登録認可以前にも続けて使用されていた事実を含むものとする。

人民法院が商標を馳名であるか否か認定する際は、その実際の馳名程度の実情を根拠としなければならない。過去馳名商標であると認定されたことがあるか否か等は必要条件としない。その使用期間、当該商標を使用する企業の業種内ランキング等関連する根拠については、その他の要素を結びつけ、全面的、客観的に考慮しなければならない。

第六条 商標権侵害あるいは不当競争行為で提訴される以前に、人民法院または国务院工商行政管理部门に認定されたことがある馳名商標の場合、被告が当該商標が馳名である事実を異議を持たなければ、人民法院はこれを認定するものとする。但し、人民法院がそれを覆すに足る逆の証拠を持つ場合を除く。

前項で規定する、商標が馳名である事実に対し、被告が意義を提出した場合、原告は当該事実について証拠を提示する責任がある。

被告が第一審の過程において第一項規定の商標が馳名なことに異議を持たず、但し第二審の過程で不正な理由で異議を提出する場合、その異議があるという事実に対し証拠を提示して証明しなければならない。

人民法院が商標を馳名と認定する際、民事訴訟証拠の自認 (admission) 規則は適用されないものとする。

第七条 中国国内で一般社会の公衆に広く知られる商標について、人民法院

は原告の証拠提示の責任を適宜軽減しなければならない。原告がその商標が馳名である初歩的な証拠を提供する、あるいは被告が異議を持たない場合、人民法院は当該商標が馳名である事実を認定するものとする。

第八条 商標法第十三条第一項の「容易に混同を惹起しやすい」という規定は、関連公衆に商品の出所について誤認させる、あるいは関連する公衆に商品経営者の間に使用許可や関連企業関係等の連結があると思わせるに足る場合を含む。

商標法第十三条第二項の「公衆に誤認させ、当該馳名商標権者の利益に損害を与え得る」という規定は、関連公衆が商品あるいはその経営者の間に相当程度の関係があると思わせ、馳名商標の市場名声を利用し、馳名商標の顕著性を弱めるまたは馳名商標の市場名声を貶める場合を含む。

第九条 人民法院は、被告が異なるあるいは近似しない商品上で、原告がすでに登録した馳名商標と同様あるいは近似する商標を使用することを禁止する際、当該馳名商標の顕著性、権利侵害を提訴された商品の関連する公衆への知名度、および関連商品の関連程度等の状況を考慮しなければならない。

第十条 原告は、被告の登録する商標が商標法第十三条の複製、模倣又は翻訳したものが未登録あるいはすでに登録されている馳名商標であるという規定に違反しており、商標権侵害となることから起訴する場合、人民法院は法に基づき当該商標の使用を禁止する判決を下すことができる。但し、権利侵害を提訴された登録商標が以下のような状況だった場合を除く。

- (1) 商標法第四十一条第二項に規定の請求撤回期限を過ぎているもの。
- (2) 被告が登録を出願する際、原告の商標が馳名ではなかった場合。

第十一条 原告が、その登録商標専用権を侵害するとして民事訴訟を起こす際、被告は訴えられた商標を先願未登録馳名商標であるとして抗弁を行うことができ、且つそれを根拠として原告にその登録商標の使用を禁止するという反訴を起こすことができる。

被告は前項の規定に基づき抗弁または反訴を提起する場合、それが先願未登録馳名商標であるという事実について証拠を提示する責任があるものとする。

第十二条 当事者が未登録馳名商標の保護を請求する場合、人民法院は当該商標が商標法第十条、第十一条、第十二条の規定に合致するか否かを審査しなければならない。

第十三条 人民法院は馳名商標の認定について判決主文に書き入れないものとし、調解書においても認定を行わないものとする。

第十四条 当事者が馳名商標の保護を請求する民事争議案件は、省都である都市、計画単列市（中国行政区分の一つ、計画的独立財政市）ならびに最高人民法院の認可を経た中級人民法院および中級以上の人民法院によって管轄される。

他の意見： 当事者が馳名商標の保護を請求する民事争議案件は、中級人民法院によって管轄される。